

教  
育

問 現在の給食について、児童生徒の満足度を調査したか。また、給食の質・量について、同様に意見を聴取したか。

現在の給食に「いいで  
これまでと味が違う」  
「おいしくなくなった」な

どの問い合わせがあり、各校の先生方との意見交換や児童から給食に対する意見を聞き取るなど、現場の先生方や子どもたちの意見に耳を傾けてきました。

また給食の質や量について、昨年10月から保護者を対象とした試食会とアンケートを実施していくま

す。234名から回答をいた  
たゞき、味に関しては79  
・5%がおいしいと回答

量については70・1%が適量と回答しています。一方で「味が薄くておいしくない」「うまい」という

「ない」  
「おかげさまで足りない」

材を生かし、減塩を意識し  
出汁にこだわった和食中心  
の手作り給食を目指しつつ

質や量の一層の向上を図り  
子どもたちがおいしいと満足してもらえるよう、引き  
続き研究していきます。

問 中学校教科書の採択について、現状の採択制度の概要を伺う。また、平成28

**答** 年度に採択される教科書について最も大事な観点を示してほしい。

学大臣が発行者から届け出のあつた教科書の検定を行い、各都道府県教育委員会にその目録を送付します。

各都道府県教育委員会は、目録を教科用図書選定審議会に諮問し、審議会は専門調査員会に調査依頼をし、その答申に基づき採択地区内の市町村教委に對して採択基準や選定に必要な資料と教科書目録を送付します。教科書採択の権限は学校



A photograph showing a group of young children sitting around a table, smiling and laughing as they participate in a meal preparation activity. They appear to be making sandwiches or similar items. The scene is set in a classroom or community center environment.

区の実情並びに児童生徒の生活経験や学習能力に適合していることです。

## 問

### 現在の小中学校の福祉教育について

教育について、高齢者福祉に関する教育についてどのような教育や交流などの授業を行っているのか。また、高齢者が出向き授業を行うような取り組みはされているか。

答 高齢者福祉に関する教育や交流などの授業については、各学校で福祉教育の全体計画を作成し、各教科や道徳と関連付けながら、主として特別活動や総合的な学習の時間を通じて、地域の高齢者と交流活動等を行っています。

具体例としては、郷土料理を学んだり、昔の遊びやラウンドゴルフと一緒に楽しんだり、市内にある特別養護老人ホーム等を訪問し、一緒に歌唱したり、よさこいソーランを披露したりしています。

### 「子どもたちの笑顔のために」給食づくりの様子

また、高齢者が出向き授業を行う取り組みとして、県教委が派遣している特別非常勤講師がおり、音楽の時間に民謡や合唱の講師を招いたり、書写の時間に書家に直接手ほどきを受けたりするもので、いずれも講師の多くは高齢者です。今後も世代間交流の機会を増やしていくことを考えていました。

**問** 市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進すべきと考えるが、現在の取り組み状況を伺う。

**答** 匝瑳市が将来にわたり発展していくには、市民と行政が信頼と理解のもとにパートナーシップを築き、地域の課題解決に取り組むことが重要です。

こうした仕組みを創る上での基本となる市民協働指針の策定に着手するとともに、本年1月には市民協働のまちづくり講演会を開催し、市民協働に対する理解と意識の醸成を図ったところです。

平成27年度中に（仮称）匝瑳市市民協働のまちづくり条例を制定し、市民参加による市政の推進を図つていきます。

**問** 市民協働の考え方と本市のまちづくり条例制定における市民の定義について市の見解を伺う。

**答** 子ども用紙おむつの支給については、現在、障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている重度の障害児に対して1年間当たり

**答** 市民協働は匝瑳市が将来にわたり発展していくために欠くことのできないものと考えています。市民サービスは多様化・高度化の一路をたどり、満足度の高いサービスを行政のみで提供することが難しくなっています。

これからの中核自治体運営には、市民と行政がまちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、地域の課題解決に取り組んでいく仕組みが必要であり、さらには市民一人ひとりが持つ市民力が發揮される機会を作る必要があります。この条例は、市民協働によるまちづくりのあり方などを定めるものです。

市民の定義については、市の区域内に住所を有する者と認識していますが、条例制定にあたってはより広い範囲を定義する例があり、多くの時間を市内で過ごし、事実上市の行政サービスを享受することになる在勤者や在学者を市民の定義に含めている事例が見られます。

**問** 今後、市税の大幅な収は見込めず、地方交付税も段階的に減少することから財源の確保が重要と考えるが、税の徴収率向上のほかにどのような施策を考えているか。

**答** 財源の確保は持続可能な財政運営への転換に向け、歳出削減とともに極めて重要な課題です。自主財源確保に向けた取り組みとしては市税収入の徴収強化を図るとともに、税以外の収金の解消や未利用地の売却などについても、積極的に取り組んでいます。特に平成27年度では、ふるさと納税の推進に力を入れておらずとしており、現在、ページの開設、クレジットカードやコンビニ決済の導入に取り組んでいます。

**問** 国が示した「今後の方公会計の整備促進について」では2018年3月までに全ての地方自治体で新しい統一基準による財務

類への移行を目指す方針が示されたが、本市の今後に対応について伺う。また方針の中では固定資産台帳の整備と複式簿記の導入ポイントであるが、本市を取り組み状況を伺う。

答　統一的な基準による方公会計の整備については平成27年度から平成29年度までの3年間で整備を行うよう国から正式な要請を受けしており、本市として國の方針に従い、早い段で新基準による地方公会計への移行を進めていきたと考えています。

すでに固定資産台帳整備と複式簿記の導入を行い、平成25年度に基づくモデルでの公会計整備を完了し、平成23年度決算以降の貸借対照表や行員コスト計算書などの財書類を作成しており、ホームページで財務書類概要を公表しています。

今後は統一的な新基準による地方公会計への移行向け、総務省から示されマニュアルに基づき、公会計システムの改修などの業務処理を進めていきます